

令和6監査年度

行政監査結果報告書

公用車の管理及び安全対策等について

令和7年3月

奈良県監査委員

目 次

第 1	監査の概要-----	3
1	監査のテーマ-----	3
2	監査の目的-----	3
3	監査の観点及び着眼点-----	3
4	監査の対象-----	3
5	監査の実地方法-----	4
6	監査の実施時期-----	4
第 2	監査の結果-----	5
1	公用車の保有状況及び使用状況について-----	5
(1)	公用車の保有状況-----	5
(2)	トランスミッション別の保有状況-----	6
(3)	公用車の経過年数-----	6
(4)	公用車の年間走行距離-----	7
(5)	公用車の総走行距離-----	8
(6)	公用車の稼働状況-----	9
(7)	公用車の稼働率が低い理由-----	9
(8)	監査の所見-----	10
2	公用車の配置及び更新等について-----	10
(1)	公用車の配置状況-----	10
(2)	公用車の更新状況-----	11
(3)	私有自動車の公務使用について-----	12
(4)	監査の所見-----	13
3	公用車の運行管理について-----	14
(1)	安全運転管理者の選任-----	14
(2)	副安全運転管理者の選任-----	14
4	公用車の点検及び整備について-----	14
(1)	車検や定期点検の適正実施について-----	15
(2)	公用車の修理状況について-----	15
(3)	監査の所見-----	17

5	公用車の安全対策について-----	19
(1)	交通事故の発生状況-----	19
(2)	交通事故防止のための取組 -----	21
(3)	公用車の搭載機器-----	21
(4)	運転者のアルコール検知機を用いた酒気帯びの有無の確認 -----	21
(5)	監査の所見-----	22
第3	監査の総括-----	23

第1 監査の概要

地方自治法第199条第2項に規定する事務の執行に関する監査（行政監査）を次のとおり実施した。

1 監査のテーマ

公用車の管理及び安全対策等について

2 監査の目的

県では、本庁及び出先機関に多くの公用車が配置されている。取得費、修繕費、燃料費、リース料等の維持管理費に多額の経費を要しており、公務中における交通事故も毎年度発生している状況にある。

効率的な管理運用や安全対策等が適正に行われることが必要であるため、この監査は、公用車の配置、稼働、運行管理が適切かつ効率的に行われているか、公用車の点検、整備が適正に行われているか、安全対策等が適正に行われているかなどについて、実態を把握したうえで問題点を検証し、今後の公用車のあり方などの改善につなげることを目的とする。

3 監査の観点及び着眼点

公用車の管理及び安全対策等について、奈良県監査基準（令和2年3月27日奈良県監査委員告示第4号）に準拠し、主に、合规性、効率性及び有効性の観点から、次の着眼点により監査を行った。

- 公用車の配置や更新は適切に行われているか
- 公用車の点検や整備等が適正に行われているか
- 公用車の安全対策が適正に行われているか

4 監査の対象

（1）監査対象公用車

令和6年5月1日現在において県所有又は借り上げた公用車で、道路運送車両法に定義された車両（軽車両を除く。）を監査の対象とする。

なお、上記車両のうち、次のア及びイに該当するものは除くこととした。

- ア 令和6年4月1日以降に納車（使用開始）された車両
- イ 他の団体（県の外部団体）に貸し付けている車両

（2）監査対象機関

知事部局、水道局、議会事務局及び各種行政委員会（公安委員会を除く。）の計216機関を対象に実施した。

(単位：機関)

部 局 名	本 庁	出先機関	合 計
知事公室	11	4	15
総務部	12	4	16
地域創造部	11	10	21
こども・女性局	4	5	9
福祉医療部	3	10	13
医療・介護保険局	3		3
医療政策局	6	3	9
環境森林部	7	3	10
産業部	4	5	9
観光局	3	3	6
食農部	7	9	16
県土マネジメント部	9	10	19
まちづくり推進局	6	2	8
会計局	1		1
知事部局計	87	68	155
水道局	1	1	2
議会事務局	1		1
教育委員会	10	44	54
その他行政委員会	4		4
合 計	103	113	216

5 監査の実施方法

(1) 全体調査

監査対象機関に対し、公用車の保有状況及び使用状況、公用車の運行管理及び安全対策等について、令和6年5月1日を基準日として、書面監査を実施した。

(2) 定期監査

令和6監査年度定期監査において令和5年度の公用車の管理状況について調査を実施した。

6 監査の実施時期

(1) 全体調査

令和6年8月から同年9月まで

(2) 定期監査

令和6年3月から令和7年1月まで

第2 監査の結果

1 公用車の保有状況及び使用状況について

公用車については、各監査対象機関が保有し、その管理及び使用については、「自動車の管理及び使用に関する規則」（昭和43年奈良県規則第12号、以下「規則」という。）により行われている。（ただし、水道局を除く。）

また、本庁の公用車134台のうち66台は、総務部管財課が保有する「集中管理車両」である。

※「集中管理車両」＝管財課の保有する自動車のうち、主として課等（知事事務局の本庁の課（美しい南部東部振興課及び奥大和地域活力推進課を除く。）、室（うだ・アニマルパーク振興室及び中央卸売市場再整備推進室を除く。）、センター及び事務所、教育委員会事務局の課及び室、議会事務局の課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局並びに収用委員会事務局に限る。）の使用に供するためのものをいう。（規則第2条第5項）

（1）公用車の保有状況

令和6年5月1日現在、県が保有する公用車（他の団体等に貸し付けている車両を除く。）は、表1のとおりである。合計は、655台（本庁134、出先機関521台）である。

この中には、通年でリース契約をしている車両等が19台含まれている。リース車両は、主に秘書課、議会事務局において、経年劣化による安全性のリスクなどを回避することを目的として使用されている。

車種別では、小型貨物自動車が239台と最も多く、次いで普通乗用車が93台となっている。

この他、他の団体等に貸し付けている車両は7台あり、県が保有している公用車は全体で662台である。

表1 車種別の保有状況

（令和6年5月1日現在、単位：台）

部 局 名	普通			小型		軽		特殊	普通		合計	
	乗用	貨物	乗合	乗用	貨物	乗用	貨物	用途	二輪	原付		
知事公室	本庁	7	0	0	3	4	1	1	5	0	0	21
	出先機関	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0	6
総務部	本庁	25	0	0	0	20	0	0	21	0	0	66
	出先機関	4	0	0	8	4	2	1	0	0	0	19
地域創造部	本庁	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	出先機関	4	0	0	2	8	1	0	0	0	0	15
こども・女性局	本庁	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	出先機関	1	0	0	7	1	4	2	0	0	0	15
福祉医療部	本庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出先機関	5	0	1	10	13	14	2	8	0	0	53
医療政策局	本庁	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
	出先機関	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	6

部 局 名		普通			小型		軽		特殊 用途	普通 二輪	原付	合計
		乗用	貨物	乗合	乗用	貨物	乗用	貨物				
環境森林部	本庁	4	0	0	4	1	1	3	0	0	0	13
	出先機関	13	6	0	4	11	1	1	0	0	0	36
産業部	本庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出先機関	5	0	0	1	2	3	1	0	0	0	12
観光局	本庁	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	出先機関	1	1	0	1	6	0	0	1	0	0	10
食農部	本庁	0	0	0	1	3	0	1	0	0	0	5
	出先機関	3	1	2	12	37	27	9	0	0	0	91
県土マネジメント部	本庁	0	0	0	1	2	0	2	4	0	0	9
	出先機関	9	3	0	13	97	3	7	37	0	1	170
まちづくり推進局	本庁	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	出先機関	0	0	0	1	4	1	4	0	0	0	10
知事部局計	本庁	39	0	0	11	33	2	7	30	0	0	122
	出先機関	47	11	3	59	187	56	28	49	2	1	443
水道局	本庁	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
	出先機関	0	1	0	2	9	0	2	7	0	0	21
議会事務局		2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
教育委員会	本庁	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
	出先機関	0	1	32	9	8	1	2	4	0	0	57
人事委員会事務局		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小計	本庁	46	0	0	14	35	2	7	30	0	0	134
	出先機関	47	13	35	70	204	57	32	60	2	1	521
合計		93	13	35	84	239	59	39	90	2	1	655

(2) トランスミッション別の保有状況

トランスミッション別の保有状況は、表2のとおりである。

トランスミッション別では、オートマチック車が561台(85.6%)、マニュアル車が94台(14.4%)となっている。

オートマチック車の導入率について、本庁では95.5%であるのに対して、出先機関では83.1%となっている。

表2 トランスミッション別の保有状況(本庁・出先機関)

区 分		オートマチック車	マニュアル車	合 計
本庁	台数	128	6	134
	構成比(%)	95.5	4.5	100.0
出先機関	台数	433	88	521
	構成比(%)	83.1	16.9	100.0
合計	台数	561	94	655
	構成比(%)	85.6	14.4	100.0

(3) 公用車の経過年数

公用車の経過年数(初年度登録年月から令和6年4月末までの年数)は、表3のとおりである。

公用車の経過年数を見ると、最も多いものが「5年未満」の169台(25.8%)で、

次いで、「10年以上15年未満」の153台（23.3%）である。その一方で、「20年以上」の公用車が106台（16.2%）存在している。自動車の経過年数が13年を超えると燃費性能悪化による環境への影響から自動車重量税が上がるしくみとなっており、更新の検討が適切であると考えられるが、経過年数15年以上の公用車は、県全体で196台（30%）あり、このうち20年以上の公用車は、106台（16.2%）である。

集中管理車両・本庁（集中管理車両除く）・出先機関別（以下、「保有機関別」という。）に見ると、経過年数20年以上の公用車は集中管理車両では4台（区分別の構成比6.1%）であるのに対し、本庁（集中管理車両除く）では10台（同構成比14.7%）、出先機関では、92台（同構成比17.6%）となっている。

表3 公用車の経過年数

区 分		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	合 計
集中管理 車両	台数	21	8	17	16	4	66
	構成比 (%)	31.8	12.1	25.8	24.2	6.1	100.0
本庁(集中管 理車両除く)	台数	18	17	20	3	10	68
	構成比 (%)	26.5	25.0	29.4	4.4	14.7	100.0
出先機関	台数	130	112	116	71	92	521
	構成比 (%)	25.0	21.5	22.3	13.6	17.6	100.0
合計	台数	169	137	153	90	106	655
	構成比 (%)	25.8	20.9	23.3	13.8	16.2	100.0

(4) 公用車の年間走行距離

令和5年度の公用車の年間走行距離は、表4のとおりである。

令和5年度の公用車の年間走行距離を見ると、最も多いものが「1,000km以上5,000km未満」の243台（37.1%）で、次いで「5,000km以上10,000km未満」の207台（31.6%）であり、この2区分で全体の68.7%を占めている。

保有機関別に見ると、集中管理車両では「10,000km以上20,000km未満」の割合が最も多く、出先機関では「1,000km以上5,000km未満」が最も多くなっている。

なお、出先機関では年間20,000km以上走行している公用車が15台ある。

表4 公用車の年間走行距離（令和5年度）

区 分		1,000km 未満	1,000km 以上 5,000km 未満	5,000km 以上 10,000km 未満	10,000km 以上 20,000km 未満	20,000km 以上	合 計
集中管理 車両	台数	7	4	21	34	0	66
	構成比(%)	10.6	6.1	31.8	51.5	0	100.0
本庁(集中管 理車両除く)	台数	4	23	29	12	0	68
	構成比(%)	6.0	33.8	42.6	17.6	0	100.0
出先機関	台数	55	216	157	78	15	521
	構成比(%)	10.6	41.4	30.1	15.0	2.9	100.0
合計	台数	66	243	207	124	15	655
	構成比(%)	10.1	37.1	31.6	18.9	2.3	100.0

(5) 公用車の総走行距離

公用車の総走行距離は、表5のとおりである。

公用車の総走行距離を見ると、最も多いものが「10,000km以上50,000km未満」の197台(30.1%)で、次いで「100,000km以上200,000km未満」が191台(29.2%)であり、この2区分で59.3%となっている。

総走行距離が200,000km以上となっている公用車の数は30台であり、このうち、300,000km以上の公用車の数は11台である。

保有機関別に見ると、集中管理車両では「100,000km以上200,000km未満」の割合が最も多く、出先機関では「10,000km以上50,000km未満」が多くなっている。

集中管理車両については、全ての公用車が総走行距離200,000km未満となっているが、出先機関においては、総走行距離200,000km以上となっている公用車が29台ある。

表5 総走行距離（初年度から令和6年4月末まで）

区 分		10,000km 未満	10,000km 以上 50,000km 未満	50,000km 以上 100,000km 未満	100,000km 以上 200,000km 未満	200,000km 以上 300,000km 未満	300,000km 以上	合 計
集中管理 車両	台数	4	15	8	39	0	0	66
	構成比(%)	6.1	22.7	12.1	59.1	0	0	100.0
本庁(集中管 理車両除く)	台数	6	19	26	16	1	0	68
	構成比(%)	8.8	27.9	38.2	23.5	1.6	0	100.0
出先機関	台数	67	163	126	136	18	11	521
	構成比(%)	12.9	31.3	24.2	26.1	3.4	2.1	100.0
合計	台数	77	197	160	191	19	11	655
	構成比(%)	11.7	30.1	24.4	29.2	2.9	1.7	100.0

(6) 公用車の稼働状況

令和5年度の公用車の稼働率（令和5年度稼働日数÷令和5年度開庁日数（243日））は、表6のとおりである。

令和5年度の公用車の稼働率を見ると、最も多いのが「50%以上 70%未満」の155台（23.7%）である。

一方、稼働率が「30%未満」の公用車は136台（20.8%）となっている。

保有機関別で見ると、集中管理車両の稼働率が高くなっている。

表6 令和5年度公用車の稼働率

区 分		30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上	合 計
集中管理 車両	台数	7	7	5	15	32	66
	構成比 (%)	10.6	10.6	7.6	22.7	48.5	100.0
本庁(集中管 理車両除く)	台数	14	21	21	10	2	68
	構成比 (%)	20.6	30.9	30.9	14.7	2.9	100.0
出先機関	台数	115	118	129	106	53	521
	構成比 (%)	22.1	22.6	24.8	20.3	10.2	100.0
合計	台数	136	146	155	131	87	655
	構成比 (%)	20.8	22.3	23.7	20.0	13.2	100.0

(7) 公用車の稼働率が低い理由

令和5年度の稼働率が30%未満となっている理由は、それらの公用車を保有している機関によると表7のとおりである。

稼働率が30%未満の公用車136台について、その理由をみると、「特定の用途に使用するため」が55台（40.5%）を占めている。使用用途としては、イベント時の荷物積載車、授業実習時に使う車、土木事務所における緊急車両、医療防疫車や給水車等である。その他「車両が老朽化しているため」が18台（13.2%）、「出張の数が減少したため」が32台（23.5%）となっている。

表7 稼働率が30%未満の理由

区 分	車両が老朽化 しているため	マニュアル車 のため	特定の用途に 使用するため	出張の数が減 少したため	その他	合 計
台数	18	1	55	32	30	136
構成比	13.2	0.7	40.5	23.5	22.1	100.0

(8) 監査の所見

公用車の保有状況及び使用状況について、指摘事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかったが、公用車の状態について経過年数や総走行距離を見ると、経過年数 20 年以上の車の数は 106 台 (16.2%) であり、総走行距離 200,000km 以上の車の数は、30 台 (4.6%) であることから、一部の公用車では老朽化が進んでいると言える。

2 公用車の配置及び更新等について

(1) 公用車の配置状況

ア 公用車の充足状況

公用車の充足状況は、表 8 のとおりである。

公用車を保有している 110 機関のうち、公用車の台数が、業務を実施する上で「十分足りている」とする機関は 59 機関 (53.6%) となっている。その一方で、「不足する場合がある」とする機関は 39 機関 (35.5%)、「不足している」とする機関は 12 機関 (10.9%) で、「十分足りている」とする以外の機関が合計 51 機関 (46.4%) となっている。

本庁・出先機関別に見ると、「十分足りている」とする機関の割合は、本庁より出先機関の方が多くなっている。

表 8 公用車の充足状況

区 分		十分足りている	不足する場合がある	不足している	合 計
本庁	機関数	16	18	1	35
	構成比 (%)	45.7	51.4	2.9	100.0
出先機関	機関数	43	21	11	75
	構成比 (%)	57.3	28.0	14.7	100.0
合計	機関数	59	39	12	110
	構成比 (%)	53.6	35.5	10.9	100.0

イ 公用車保有機関における公用車を手配できない場合の対応方法

公用車の台数が「不足する場合がある」又は「不足している」と回答した 51 機関において、所属の公用車を手配できない場合の対応方法は表 9 のとおりである。

最も多い対応方法は「私有自動車の公務承認により対応する」(76.5%) である。

本庁・出先機関別に見ると、本庁において最も多い対応方法は「管財課の集中管理車両を利用する」(84.2%) であり、出先機関における最も多い対応方法は「私

有自動車の公務承認により対応する」(93.4%)であった。

表 9 所属の公用車を手配できない場合の対応方法 【複数回答可】

区 分		管財課の 集中管理 車両を利 用する	他部署の 公用車を 利用する	私有自動車 の公務承認 により対応 する	公共交通機 関(タクシー 等を含む)を 利用する	業務日程 を変更す る	その他
本庁	機関数	16	11	9	8	8	0
	本庁 19 機関に対する 回答割合 (%)	84.2	57.9	47.3	42.1	42.1	0
出先 機関	機関数	1	4	30	13	18	2
	出先機関 32 機関に対 する回答割合 (%)	3.1	12.5	93.4	40.6	56.2	0.6
合計	機関数	17	15	39	21	26	2
	全 51 機関に対する回 答割合 (%)	33.3	29.4	76.5	41.2	51.0	3.9

(2) 公用車の更新状況

ア 更新が必要であると考えている公用車

県が使用する公用車 655 台のうち、更新が必要であると保有機関が考えている車両は 155 台あり、更新が必要な理由は表 10 のとおりである。

更新が必要な理由で最も多いのは「老朽化や経年廃車」で 144 台 (92.9%) となっている。

表 10 更新が必要である理由

区 分		老朽化や経 年廃車	車を使う機 会が無い	その他	合 計
本庁	台数	25	0	6	31
	構成比 (%)	80.6	0	19.4	100.0
出先 機関	台数	119	2	3	124
	構成比 (%)	96.0	1.6	2.4	100.0
合計	台数	144	2	9	155
	構成比 (%)	92.9	1.3	5.8	100.0

イ 更新が必要であると考えている公用車の今後の方針

更新が必要であると保有機関が考えている車両 155 台の今後の方針は、表 11 のとおりである。

「更新したいが、更新時期未定」が 78 台 (50.3%) で、次いで「使用継続予定」が 34 台 (21.9%) となっている。

本庁・出先機関別に見ると、本庁では廃車 (減車) 予定 (29.0%) が最も多く

なっているが、出先機関では「更新したいが、更新時期未定」(58.1%)が最も多くなっている。

表 11 更新が必要であると考えている公用車の今後の方針

区 分		更新予定	更新したいが、更新時期未定	使用継続予定	廃車(減車)予定	他所属への管換え予定	その他	合 計
本庁	台数	8	6	6	9	1	1	31
	構成比 (%)	25.8	19.4	19.4	29.0	3.2	3.2	100.0
出先機関	台数	21	72	28	1	0	2	124
	構成比 (%)	16.9	58.1	22.6	0.8	0.0	1.6	100.0
合計	台数	29	78	34	10	1	3	155
	構成比 (%)	18.7	50.3	21.9	6.5	0.7	1.9	100.0

(3) 私有自動車の公務使用について

私有自動車等の公務使用に関する取扱要綱(平成6年3月28日人第255号管第178号。以下「要綱」という。)において「直行・直帰旅行を行う場合で、当該旅行に公共交通機関を利用しては、公務の遂行の能率が著しく低下することから、私有自動車等を使用する場合」、「障害者で公共交通機関を利用して通勤することが極めて困難であるとして、自動車による通勤の認定を受けた者が、旅行に私有自動車等を使用する場合」又は、「①使用できる公用車がないとき、②公共交通機関を利用しては、公務の遂行の能率が著しく低下するとき、③用務を処理する日時を変更することができないとき、のいずれにも該当する場合」のいずれかの場合で、職員が私有自動車等登録を受けた私有自動車を自ら運転するときに限り、旅行命令権者は、職員の健康状態等を考慮した上で、当該私有自動車等の公務使用を承認することができる」とされている。

ア 私有自動車の公務上の使用状況

令和5年度の私有自動車の公務使用の状況は表12のとおりであった。

監査対象機関216機関のうち、令和5年度において「私有自動車の公務上の使用承認を受けて旅行した事例がある」機関は197機関(91.2%)であり、ほとんどの機関で私有自動車の公務使用が行われている。

表 12 私有自動車の公務上の使用状況（令和 5 年度）

区 分		ある	ない	合 計
本庁	機関数	90	13	103
	構成比 (%)	87.4	12.6	100.0
出先 機関	機関数	107	6	113
	構成比 (%)	94.7	5.3	100.0
合計	機関数	197	19	216
	構成比 (%)	91.2	8.8	100.0

イ 私有自動車を公務使用した理由

私有自動車を公務使用した各機関の理由は、表 13 のとおりである。

令和 5 年度に「私有自動車の公務上の使用承認を受けて旅行した事例がある」と回答した 197 機関において、「居住地発着等のため公用車より私有自動車の方が業務上都合が良い」が 70.1%を占めている。

要綱では、私有自動車等について任意の自動車保険の契約が締結されていないときは私有自動車登録をしてはならないとされている。また、「私有自動車等の公務使用に関する取扱要綱の施行について」（平成 6 年 3 月 28 日人第 256 号）においては、「旅行命令権者は、私有自動車等登録申請があったときは、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の証書の写を添付させ、その保険契約者、保険期限、限定事項及び保険金額等について確認すること。」と通知されているところである。

表 13 私有自動車を公務使用した理由

【複数回答可】

区 分		所属に公用車がない	所属の公用車が足りていない	居住地発着等のため公用車より私有自動車の方が業務上都合が良い	公用車がマニュアル車のため運転できない	その他
本庁	機関数	6	7	82	0	4
	本庁 90 機関に対する回答割合 (%)	0.7	0.8	91.1	0.0	0.4
出先 機関	機関数	35	22	56	1	7
	出先機関 107 機関に対する回答割合 (%)	32.7	20.6	52.3	0.1	6.5
合計	機関数	41	29	138	1	11
	全 197 機関に対する回答割合 (%)	20.8	14.7	70.1	0.1	0.6

(4) 監査の所見

公用車の配置及び更新等について、指摘事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかったが、監査対象機関 216 機関のうち、令和 5 年度において私有自動車を公務上使用した機関は 197 機関 (91.2%) であり、

ほとんどの機関で私有自動車の公務使用が行われている。私有自動車の公務使用については、事故が発生した場合に、職員本人の保険対応となることや私有自動車の修理費も自己負担となる。このため、旅行命令権者が使用承認をする際は、このことを申請者に十分理解させ、安全運転を徹底することが適切である。

3 公用車の運行管理について

(1) 安全運転管理者の選任

道路交通法第 74 条の 3 第 1 項の規定によれば、自動車の使用者は、乗車定員 11 人以上の自動車 1 台以上又はその他の自動車 5 台以上の使用をしている場合は、その使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任しなければならないとされている。

安全運転管理者について、対象機関において全て適正に選任されていた。

(2) 副安全運転管理者の選任

道路交通法第 74 条の 3 第 4 項の規定によれば、自動車の使用者は、自動車を 20 台以上使用している場合は、その使用の本拠ごとに副安全運転管理者を選任しなければならないとされている。

副安全運転管理者については、対象機関において全て適正に選任されていた。

4 公用車の点検及び整備について

自動車検査証の有効期間の満了後も自動車を使用するときは、道路運送車両法第 62 条の規定に基づく継続検査（いわゆる車検）を受けなければならないとされている。また、道路運送車両法第 48 条の規定で、自動車の使用者は、自動車の種別や用途等に応じ、定められた期間ごとに自動車を点検しなければいけないとされている。

令和 5 年度に報道発表により、車検切れ公用車の公務使用が 2 件発生していたことが判明している。また、定期点検漏れについては、令和 6 監査年度定期監査においても散見されている。

定期点検整備と自動車の種別、用途等の関係

区 分	自動車の種別、用途等
3 か月点検整備	<ul style="list-style-type: none">・ 自動車運送事業用自動車（貨物軽自動車運送事業を除く）・ 車両総重量が 8 トン以上の自家用貨物自動車（大型トラック）及び特種用途車・ 乗車定員 11 人以上の自家用自動車（バス）・ レンタカーの貨物自動車（軽自動車を除く）

6 か月点検整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ レンタカーの乗用自動車及び軽自動車 ・ 車両総重量が 8 トン未満の自家用貨物自動車及び特種用途車（軽自動車を除く）
1 年点検整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用乗用自動車 ・ 軽貨物自動車 ・ 軽特種自動車 ・ 二輪車（総排気量 125cc 超）

公用車の管理に関して、県では、規則第 14 条により、公用車の保有課等の長は、その管理及び使用状況を毎年 3 月 31 日現在においてとりまとめ、「自動車管理及び使用状況報告書」により 4 月 30 日までに管財課長に報告するものとされている。

（1）車検や定期点検の適正実施について

公用車を保有している 110 機関のうち、車検切れや定期点検漏れを防止するための取組状況は表 14 のとおりである。

車検や定期点検を防止するための取組として、「車検等の実施状況の定期的な確認」が 79 機関（71.8%）、「車検・定期点検計画表の作成」が 39 機関（35.5%）あった。

表 14 車検切れや定期点検漏れを防止するための取組 【複数回答可】

区 分	車検・定期点検計画表の作成	車検等の実施状況の定期的な確認	他の職員との情報共有	複数職員で車検等の実施時期をチェック	その他	特に行っていない
機関数	39	79	39	51	42	2
110 機関に対する回答割合 (%)	35.5%	71.8%	35.5%	46.3%	38.2%	1.8%

※他の職員との情報共有：点検計画表を張り出し、システムで管理しているスケジュール表に記入するなど担当以外の職員が見ることができるようにしている。

（2）公用車の修理状況について

ア 公用車の修理状況

令和 5 年度の公用車の修理状況については表 15 のとおりである。

修理を実施した車両は全体で 237 台（36.2%）となっており、このうち修理費用「20 万円以上」となったのは 28 台（4.3%）であった。

保有機関別に見ると、本庁（集中管理車両除く）・出先機関よりも集中管理車両で修理が発生している公用車の割合が多くなっている。

表 15 公用車の修理状況

区 分		修 理 なし	修 理 あり	金額別内訳(修理あり)					合 計
				1万円 未満	1万円 以上 5万円 未満	5万円 以上 10万円 未満	10万円 以上 20万円 未満	20万円 以上	
集中管理 車両	台数	21	45	7	28	6	4	0	66
	構成比(%)	31.8	68.2	10.6	42.4	9.1	6.1	0	100.0
本庁(集中管 理車両除く)	台数	54	14	6	2	2	2	2	68
	構成比(%)	79.4	20.6	9.0	2.9	2.9	2.9	2.9	100.0
出 先 機 関	台数	343	178	39	65	28	20	26	521
	構成比(%)	65.8	34.2	7.5	12.5	5.5	3.8	4.9	100.0
合計	台数	418	237	52	95	36	26	28	655
	構成比(%)	63.8	36.2	7.9	14.5	5.5	4.0	4.3	100.0

イ 経過年数別の修理状況

令和5年度の経過年数別の年間修理費用については表16のとおりである。
経過年数が高い公用車ほど修理が発生している傾向にある。

表 16 経過年数別の年間修理費用

経過年数	区 分	修 理 なし	修 理 あり	年間修理費用別内訳(修理あり)					合計
				1万円 未満	1万円 以上 5万円 未満	5万円 以上 10万円 未満	10万円 以上 20万円 未満	20万円 以上	
5年未満	台数	132	37	15	17	0	2	3	169
	構成比(%)	78.1	21.9	8.9	10.0	0.0	1.2	1.8	100.0
5年以上 10年未満	台数	96	41	9	12	10	5	5	137
	構成比(%)	70.1	29.9	6.6	8.8	7.3	3.6	3.6	100.0
10年以上 15年未満	台数	85	68	13	29	9	10	7	153
	構成比(%)	55.5	44.5	8.5	19.0	5.9	6.5	4.6	100.0
15年以上 20年未満	台数	41	49	11	16	8	5	9	90
	構成比(%)	45.5	54.5	12.2	17.8	8.9	5.6	10.0	100.0
20年以上	台数	64	42	4	21	9	4	4	106
	構成比(%)	60.3	39.7	3.8	19.8	8.5	3.8	3.8	100.0
合計	台数	418	237	52	95	36	26	28	655
	構成比(%)	63.8	36.2	7.9	14.5	5.5	4.0	4.3	100.0

公用車の修理・管理に関しては、次のような事例も見られた

※令和 6 監査年度定期監査により確認された事例

南部農林振興事務所においては、管轄区域が広く、山岳地帯も多いため、遠距離走行及び未舗装の林道等での走行が多いことから公用車の消耗が激しいため公用車の維持管理が懸案となっている。当事務所の公用車の状況を確認すると保有公用車 19 台のうち、経過年数 10 年以上かつ総走行距離 100,000km 以上の公用車が 13 台を占めており、うち 9 台については修理費が発生している状況にある。

(3) 監査の所見

行政監査の結果の取扱基準

「指摘事項」

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもので、法令、条例、規則、通達及び通知（以下「通知等」という。）に違反するもののうち重大なもの。

「意見事項」

通知等で義務づけられてはいないが、公用車の運用・管理について、有益な取り組みを実施しており、他の所属でも参考とさせたいもの。

なお、上記以外でも社会通念上又は県民目線で見ても、改善や見直しが必要と判断される場合、その内容等に応じて意見事項とすることがある。

※ 5 の(5)監査の所見において、同じ

ア 公用車の定期点検整備の不実施について（意見事項）

ファシリティマネジメント室から令和 6 年 3 月 28 日付で「公用車の定期点検整備の実施の徹底について」により定期点検整備について注意喚起されているところではあるが、令和 6 監査年度定期監査においても公用車の定期点検整備の不実施が散見されている。

自動車の種別、用途等により定期点検の期間が異なることに留意して、公用車の定期点検整備の実施を徹底されたい。

令和6 監査年度定期監査において不実施が確認された事例

機 関 名	車の種別、用途	点検の期間
奥大和地域活力推進課	普通・特殊・自家用	6 か月
藤の木学園	普通・乗合・自家用	3 か月
フォレスターアカデミー	小型・貨物・自家用	6 か月
	普通・貨物・自家用	3 か月

イ 自動車の管理及び使用状況の報告漏れについて（意見事項）

公用車の使用場所が保有機関の所在と異なる場合には、公用車の管理及び使用にかかる情報を保有機関が把握したうえで、自動車管理及び使用状況報告書を保有機関が作成すべきことを明確にして適切な事務処理を徹底されたい。

令和6 監査年度定期監査において報告漏れが確認された事例

公用車の保有機関	
福祉医療部企画管理室	
<p>（事案の概要）</p> <p>福祉医療部企画管理室が所有していた4台の公用車については、福祉医療部企画管理室では使用せず、コロナ禍において新型コロナウイルス感染症の宿泊療養者の移送に関する業務のために貸与し、使用されていた。なお、現在当該車両は他所属に保管転換されている。自動車管理及び使用状況報告書については、所有者である福祉医療部企画管理室がファシリティマネジメント室長に報告すべきであったのに、報告を失念した。</p>	
中和保健所	
<p>（事案の概要）</p> <p>中和保健所で所有されていた6台の公用車については、中和保健所とは所在の異なる中和保健所動物愛護センターにおいて使用されている。自動車管理及び使用状況報告書については、所有者である中和保健所がファシリティマネジメント室長に報告すべきであったのに、報告を失念した。</p>	

5 公用車の安全対策について

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 62 号）により、運転前後の運転者に対し、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認すること及びアルコール検知器を常時有効に保持することが安全運転管理者の業務として義務化された。奈良県では、「安全運転管理者業務の拡充について」（令和 5 年 10 月 6 日付ファ第 82 号）により同内容の周知を図っている。

（1）交通事故の発生状況

令和 3 年度から令和 5 年度までにおける公用車の交通事故の発生状況は、表 17、図 18 のとおりである。

毎年度 30 件～50 件程度発生している。

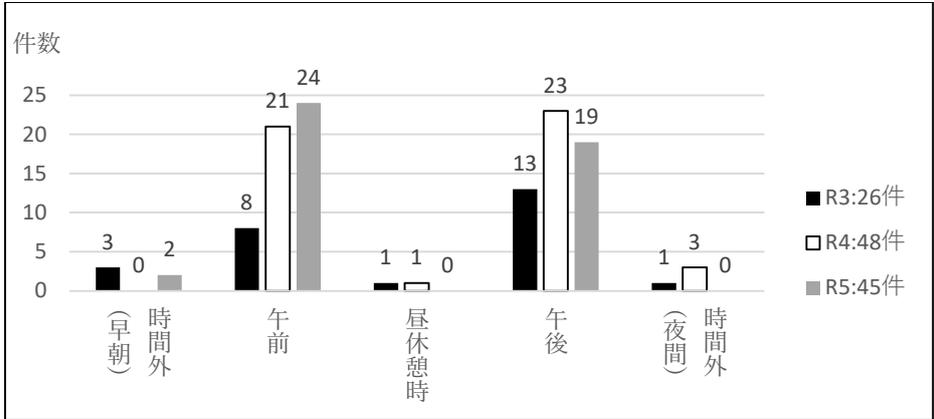
交通事故の発生した時間、場所及び原因をみると、3 か年ともおおむね同じ傾向となっている。発生原因については、各年度とも前方、後方及び側方の周囲の安全確認が十分行われていなかったことによるものが多い。

表 17 交通事故件数（年度別）

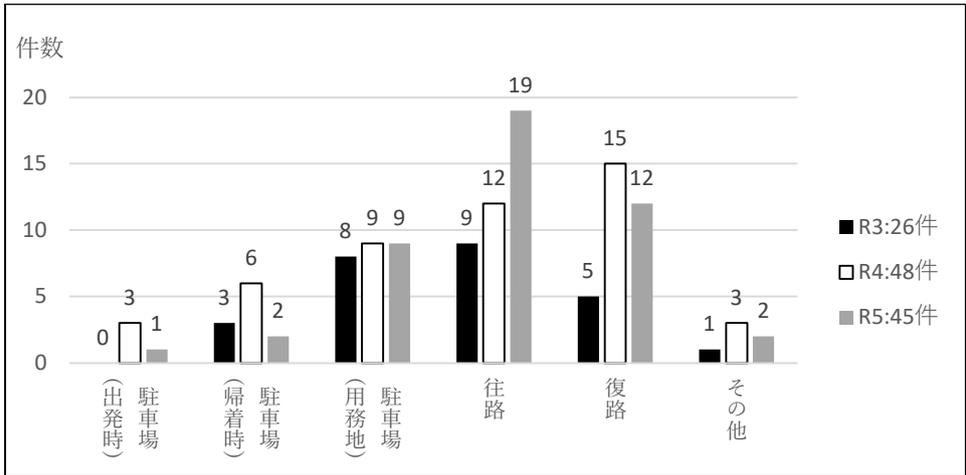
区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
本 庁（件数）	5	12	13
出先機関（件数）	21	36	32
合 計（件数）	26	48	45

図 18 交通事故発生状況（令和 3 年度から令和 5 年度）

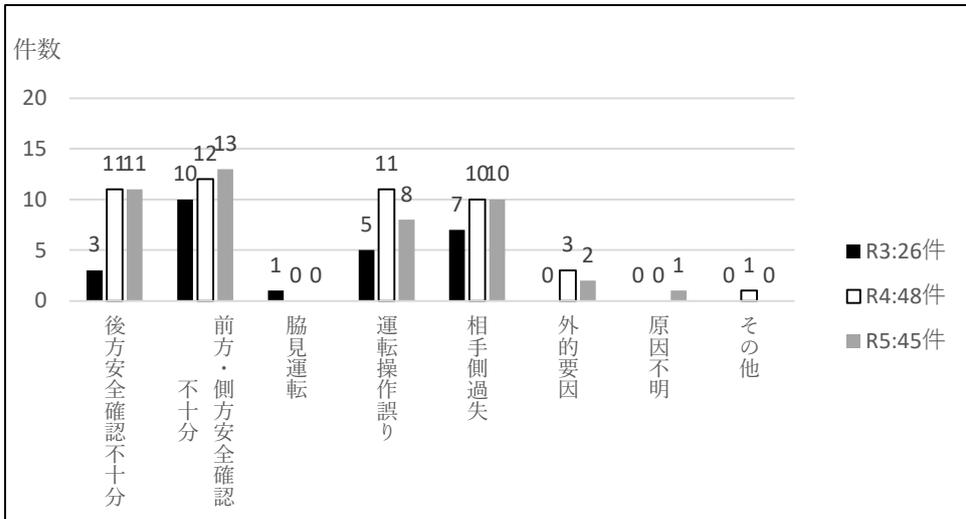
① 発生時間



② 発生場所



③ 発生原因



(2) 交通事故防止のための取組

交通事故防止のための取組状況は、表 19 のとおりである。

最も多い取組は、「所属長等が職員に対し安全運転に関する訓示等を行っている」(65.3%)で、次いで「運転免許証の有効期限などを定期的に確認している」(26.9%)となっている。

表 19 交通事故防止のための取組

【複数回答可】

区 分		所属長等が職員 に対し安全運転 に関する訓示等 を行っている	交通安全に関 する研修を年 1 回以上行っ ている	運転免許証の有 効期限などを定 期的に確認して いる	その他
本庁	機関数	63	0	26	21
	本庁 103 機関に対 する回答割合 (%)	61.2	0.0	25.2	20.4
出先 機関	機関数	78	5	33	22
	出先機関 113 機関 に対する回答割合 (%)	69.0	4.4	29.2	19.5
合計	機関数	141	5	58	43
	全 216 機関に対 する回答割合 (%)	65.3	2.3	26.9	19.9

(3) 公用車の搭載機器

公用車の搭載機器の状況は表 20 のとおりである。

最も多い搭載機器が、「ドライブレコーダー」(28.2%)で、次いで「カーナビゲーション」(23.4%)となっている。

表 20 公用車の搭載機器

区 分		カーナビゲ ーション	バックモニタ ー	ドライブレコ ーダー	衝突被害軽減 ブレーキ
本庁	台数	49	40	38	20
	車両 134 台に対 する装備率 (%)	36.6	29.9	28.4	14.9
出先 機関	台数	104	95	147	24
	車両 521 台に対 する装備率 (%)	20.0	18.2	28.2	4.6
合計	台数	153	135	185	44
	全車両 655 台に 対する装備率 (%)	23.4	20.6	28.2	6.7

(4) 運転者のアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認

安全運転管理者を選任している機関における運転者に対するアルコール検知器

を用いたアルコール検査（以下、単に「アルコール検査」という。）の状況は表 21 のとおりである。

このうち、アルコール検査を全く行っていない機関が 1 機関あった。アルコール検査が必要であることを認識せず、アルコール検知器を備え付けていなかったことによる。

なお、公務使用の私有自動車の運転者に対して、アルコール検査を行っていない機関が 22 機関あった。私有自動車については、安全運転管理者における管理対象車両とはならず私有自動車の運転者についてアルコール検知器を用いて酒気帯びの確認を怠っても道路交通法施行規則第 9 条の 10（安全運転管理者の業務）における義務違反とはならないが、公務として私有自動車を使用していることを踏まえると、アルコール検査の実施など、飲酒運転による交通事故を防止するための対応を検討することが望まれる。

表 21 アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認（安全運転管理者選任機関）

区 分		公務使用の車の運転者については全て行っている	公務使用の私有自動車の運転者については行っていない	アルコール検査を行っていない	合 計
本庁	機関数	1	0	0	1
出先機関	機関数	17	22	1	40
合 計	機関数	18	22	1	41

（5） 監査の所見

運転者の酒気帯びの有無の確認について（指摘事項）

安全運転管理者選任機関であって、アルコール検知器を不保持で酒気帯びの確認がされていない 1 機関においては早急にアルコール検知器を購入し、アルコール検査の体制を整えられたい。

【指摘の対象となる機関】 宇陀高等学校

第3 監査の総括

公用車の管理及び安全対策等については、監査した範囲においておおむね適正に実施されているものと認められたが、安全運転管理者がアルコール検査を行っていなかった機関においてはアルコール検査体制を整えて法令遵守を徹底されたい。

その他、定期監査において、定期点検整備の不実施が見られたので、自動車の種別、用途等により定期点検の期間が異なることに留意して、公用車の定期点検整備の実施を徹底されたい。

なお、公用車の使用状況について、経過年数が20年以上の公用車が106台、このうち102台は集中管理車両以外の公用車であり、総走行距離が200,000km以上の公用車30台についても全て集中管理車両以外の公用車で、さらに、このうち11台は300,000km以上走行している。

車の老朽化は、故障や事故による危険を高める要因となり、生命や身体に関わるような重大な事故につながる恐れもある。公用車の更新は、限られた予算の中で行われており、集中管理車両については、管財課が更新の目安を置いて、個別具体的にその可否を検討している。その一方で、集中管理車両以外の公用車については、保有課及び各部局総務課が個別具体的に更新を判断しているが、集中管理車両とそれ以外の公用車の更新状況について上記のような違いが生じている。

このため、保有課及び各部局の総務課において公用車の更新を適切に判断することに加え、管財課においては、本庁及び出先機関も含めた県全体の公用車の管理及び更新について留意し、必要に応じて適切な対応をとることについての検討を要望するものである。

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)【抄】

(安全運転管理者等)

- 第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。)、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。
- 2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。)で内閣府令で定めるものを行わなければならない。
 - 3 前項の交通安全教育は、第百八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従って行わなければならない。
 - 4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。
 - 5 自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を選任したときは、選任した日から十五日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
 - 6 公安委員会は、安全運転管理者等が第一項若しくは第四項の内閣府令で定める要件を備えないこととなつたとき、又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ずることができる。
 - 7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えるとともに、同項の業務を行うため必要な機材を整備しなければならない。
 - 8 公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 9 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)【抄】

(安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数)

- 第九条の八 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が十一人以上の自動車にあつては一台、その他の自動車にあつては五台とする。
- 2 法第七十四条の三第四項の内閣府令で定める台数は、二十台とする。
 - 3 前二項及び第九条の十一の台数を計算する場合においては、大型自動二輪車一台又は普通自動二輪車一台は、それぞれ〇・五台として計算するものとする。

(安全運転管理者の業務)

- 第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。
- 一 自動車の運転に関する運転者の適性、技能及び知識並びに法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講ずること。
 - 二 法第二十二條の二第一項に規定する最高速度違反行為、法第五十八條の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、法第六十六條の二第一項に規定する過労運転及び法第七十五條第一項第七号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。

- 三 運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。
- 四 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。
- 五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
- 六 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。)を用いて確認を行うこと。
- 七 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- 八 運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。
- 九 運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと(法第七十四条の三第二項に規定する交通安全教育を行うことを除く。)

(副安全運転管理者の人数)

第九条の十一 法第七十四条の三第四項の規定による選任は、次の表の上欄に掲げる自動車の台数に応じ、同表の下欄に掲げる人数以上の副安全運転管理者を選任して行うものとする。

自動車の台数	人数
二十台以上四十台未満	一人
四十台以上	一人に四十台以上二十台までを超えるごとに一人を加算して得た人数

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）【抄】

(定期点検整備)

第四十八条 自動車(小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。)の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- 一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月
 - 二 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)、同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車(前号に掲げる自家用自動車を除く。) 六月
 - 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年
- 2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

(継続検査)

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記録して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

- 3 第五十九条第三項の規定は、継続検査について準用する。
- 4 次条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、継続検査を受けることができない。
- 5 自動車の使用者は、継続検査を申請しようとする場合において、第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録の申請をすべき事由があるときは、あらかじめ、その申請をしなければならない。

自動車の管理及び使用に関する規則（昭和四十三年奈良県規則第十二号）

(趣旨)

第一条 この規則は、県の保有する自動車の保管、整備その他自動車の管理を適正にし、その効率的な使用を図るため、自動車の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車等課等の保有するものをいう。

2 この規則において「課等」とは、知事事務部局の本庁の課、室、センター、事務所及び出先その他の機関、教育委員会事務局の課、室及び教育委員会の所掌する学校その他の機関、議会事務局の課、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局並びに収用委員会事務局をいう。

3 この規則において「安全運転管理者等」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第七十四条の三第五項に規定する安全運転管理者等をいう。

4 この規則において「整備管理者」とは、道路運送車両法第五十条第一項に規定する整備管理者をいう。

5 この規則において「集中管理車両」とは、管財課の保有する自動車のうち、主として課等(知事事務部局の本庁の課(美しい南部東部振興課及び奥大和地域活力推進課を除く。)、室(うだ・アニマルパーク振興室及び中央卸売市場再整備推進室を除く。)、センター及び事務所、教育委員会事務局の課及び室、議会事務局の課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局並びに収用委員会事務局に限る。次項並びに次条第三項及び第四項において同じ。)の使用に供するためのものをいう。

6 この規則において「共用車」とは、課等の保有する自動車のうち、課等の使用に供するためのものをいう。

(自動車の使用承認)

第三条 自動車を保有する課等(以下「保有課等」という。)の職員は、当該保有課等の自動車(集中管理車両及び共用車を除く。次項において同じ。)を使用しようとするときは、自動車使用伺兼使用報告書(第一号様式)により、当該保有課等の長の承認を受けなければならない。この場合において、安全運転管理者の選任されている保有課等にあつては、自動車を運転する職員(以下「運転者」という。)は、安全運転管理者の承認を得なければならない。

2 課等の職員は、当該課等以外の課等が保有する自動車を使用しようとするときは、自動車使用伺兼使用報告書により、当該自動車に係る保有課等の長の承認を受けなければならない。

3 課等の職員は、集中管理車両を使用しようとするときは、公用車及び庁内会議室予約・管理システム(電子計算機を利用して配車手続及び会議室の使用の予約を行うためのシステムをいう。以下同じ。)により、管財課長の承認を受けなければならない。

4 課等の職員は、共用車を使用しようとするときは、公用車及び庁内会議室予約・管理システムにより使用の承認を受けなければならない。この場合において、管財課長の承認をもつて当該共用車に係る保有課等の長の承認とみなす。

(自動車の効率的な使用)

第四条 保有課等の長は、当該自動車を、自動車を保有しない課等の使用につとめて供しなければならない。ただし、特定の用途に供する自動車については、この限りでない。

(自動車の使用責任者)

第五条 課等の長は、あらかじめ又は自動車の使用に際し、その使用責任者を定めなければならない。

(運転者等の遵守事項)

第六条 運転者は、交通事故の防止を図るため交通の安全と円滑を目的としている諸法規を遵守し、安全運転を行わなければならない。

2 同乗の職員は、運転者に対し、前項の規定に反するような運転を要求してはならない。

(過労運転等の禁止)

第七条 課等の長は、運転者が過労、病気、その他の理由により正常な運転ができないと認められるときは、自動車を運転させてはならない。

(自動車の使用制限の通知)

第七条の二 道路交通法第七十五条第二項の規定に基づき自動車の使用制限をされたときは、当該自動車を保有する課等の長は、速やかにその旨を自動車使用制限通知書(第二号様式)により、管財課長に通知するものとする。

(自動車の保管)

第八条 運転者は、自動車を使用後所定の保管場所に置かなければならない。ただし、職務のためやむを得ず保管場所に置くことができないときは、運転者は、当該自動車の保有課等の長の同意を得て保管場所外に置くことができる。

(自動車の整備)

第九条 保有課等の長、安全運転管理者等及び整備管理者は、常に当該自動車を良好な状態に置くよう整備しなければならない。

(自動車の使用後の報告)

第十条 自動車の使用責任者は、当該自動車の使用後その使用状況を自動車使用伺兼使用報告書により、当該保有課等の長に報告しなければならない。

(自動車台帳)

第十一条 課等の長は、自動車を保有することとなつたときは、速やかに道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)別表第一に定める自動車の種別ごとに区分して自動車台帳(第三号様式)を作成し、当該台帳を管財課長に送付しなければならない。

2 保有課等の長は、保管転換、廃車、売却若しくは譲与等により自動車を保有しなくなつたとき、又は自動車台帳の記載事項に変更を生じたときは、速やかに自動車台帳記載事項異動報告書(第四号様式)により管財課長に報告しなければならない。

(安全運転管理者等)

第十二条 安全運転管理者等の選任又は解任は、保有課等の長が行うものとする。

2 保有課等の長は、安全運転管理者等を選任し、又は解任したときは、速やかにその旨を安全運転管理者(副安全運転管理者)選任(解任)通知書(第五号様式)により管財課長に通知するものとする。

(整備管理者)

第十三条 整備管理者の選任又は変更は、保有課等の長が行うものとする。

2 保有課等の長は、整備管理者を選任し、又は変更したときは、速やかにその旨を整備管理者選任(変更)通知書(第六号様式)により管財課長に通知するものとする。

(自動車の管理及び使用状況の報告)

第十四条 保有課等の長は、自動車の管理及び使用状況を毎年三月三十一日現在においてとりまとめ、自動車管理及び使用状況報告書(第七号様式)により四月三十日までに管財課長に報告するものとする。

(事故報告)

第十五条 自動車の損壊又は自動車による人の死傷若しくは物の損壊(以下本条において「自動車事故」という。)があつたときは、当該自動車の使用責任者、運転者その他の同乗の職員は、直ちに当該自動車の保有課等の長に、当該自動車事故が発生した日時及び場所、当該自動車事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度並びに当該自動車事故について講じた処置を報告しなければならない。この場合において、当該自動車を他の保有課等から借り受けているときは、あわせて当該職員の所属している課等の長に報告しなければならない。

ファ 第 82 号
令和5年10月6日

各 所 属 長 殿

ファシリティマネジメント室長

安全運転管理者業務の拡充について

このことについて、当分の間義務化が延期となっておりました下記の業務が、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、本年12月1日より義務化されることとなりましたので、公用車を保有している所属のうち、安全運転管理者を選任している所属におかれましては、飲酒運転の防止を図るため適切に対応いただくとともに、安全運転管理者を選任していない所属についても、上記法令等の趣旨を踏まえ、同様に対応いただきますようお願いいたします。

記

【令和5年12月1日より義務化される業務】

- ① 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器（※）を用いて行う**こと。
- ② アルコール検知器を**常時有効に保持**すること。

(※) アルコール検知器については、国家公安委員会が定めるものを用いることとなっており、「酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとする。」とされています。

アルコール検知器の供給状況が改善傾向にあることを踏まえ、早めにご準備いただくようお願いいたします。

下記業務については令和4年4月1日より義務化されており、引き続き行う必要があります。

【令和4年4月1日より義務化された業務】

- ① **運転前後の運転者の状態を目視等で確認**することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ② 酒気帯びの有無について記録し、**記録を1年間保存**すること。

以上

《参考資料》

○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等について（通達）

○令和4年2月8日付ファ第149号 安全運転管理者業務の拡充について

○令和4年9月29日付ファ第76号 安全運転管理者業務の拡充について（変更通知）

※安全運転管理者業務の拡充については、**奈良県警察本部交通企画課企画係（TEL：0742-23-0110）**へお問い合わせください。

ファシリティマネジメント室財産係 下田 内線 2319 直通 0742-27-8004
--

フ ァ 第 1 6 3 号
令 和 6 年 3 月 2 8 日

各 課（室）長 } 殿
出先機関の長 }

総 務 部 長

公用車の定期点検整備の実施の徹底について（通知）

標記の件については、全所属を対象に令和4年度の実施状況調査をしたところ、602台中22台が未実施（実施率96.3%）という結果となりました。

自動車の定期点検整備は、道路運送車両法により自動車の使用者に義務づけられており、点検が出来ていない車両があることは公用車の安全な運行及び法令遵守の観点から極めて遺憾な状況であり、早急に解消する必要があります。

公用車の定期点検整備の実施については、これまでも再三通知してきたところですが、未だ未実施の所属があることから、改めて通知するものです。今後とも確実に実施していただくようお願いします。